

資料 1

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準

平成14年4月26日
閣議決定
平成18年8月15日
一部改正

特別の法律により設立される民間法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、下記の基準に沿って行うことを基本とする。

記

1. 本基準の対象

本基準は、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものが出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。以下単に「法人」という。）を対象とする。

2. 事業

法人の事業は、法人の民間法人としての性格を損わない範囲内で、その事務・事業を自立的かつ適正に行わせるとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 法人の事業の経常的運営に要する経費は、事業による自己収入で賄われ、国又はこれに準ずるものからの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。）に依存していないこと。

また、真にやむを得ない理由から当該補助金等を受けている場合においても、経常収益に占める補助金等の割合の低減化を図るとの観点から、補助事業の段階的廃止、法人に本来予定されている事務・事業の遂行に支障のない範囲内で行う自主事業による自己収入の拡大等所要の措置に努めていること。

(2) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、当該事務・事業が当該法人の従たる事務・事業にとどまっていること。また、当該事務・事業の独占によって法人の事務・事業全体が実態上独占とならないよう、所要の是正措置が講じられていること。

ただし、社団的性格の法人が、当該法人の構成員の費用負担によって構成員を対象に行う共益的な事務・事業であって、当該事務・事業の運営について構成員による統制が確保されている場合には、この限りでない。

(3) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること。

また、制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合には、必要に応じ行為規制を課す等法人の事務・事業が独占の弊害を生まないよう十分な措置が講じられていること。

(4) 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっており、かつ、その対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。

なお、法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等（以下「検査等」という。）の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。

(5) 法人が、法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。

(6) 法人に本来予定されている事務・事業の一部を外注する場合には、特定の事業者に限られるような仕組みとなっていないこと。

(7) 法人の事務・事業が公正に行われることを担保するため必要な措置が講じられていること。特に、法人の役職員については、その事務・事業の内容に応じ、国家公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業の公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等が定められていること。

3. 機関

法人の機関は、設立目的の達成等のため、法人の健全かつ適正な管理運営を確保するとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 役員（監査役員を除く。以下本項目において同じ。）

- ① 役員の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態に照らして適正な数となっており、上限と下限を定める場合でもその幅が大きすぎないこと。
- ② 役員については、法人が行う事務・事業を適正かつ効率的に運営することができる者が、制度上及び実態上、公正かつ自主的に選任されていること。
- ③ 役員の任期については、原則として2年を基準として設定されていること。また、役員の在任年齢について、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程が整備されていること。
- ④ 役員のうち、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、役員現在数の2分の1以下となっていること。特に、当該同一の業界の関係者が、法人の事務・事業に関わる業界の関係者である場合には、その数と所管する官庁の出身者の数との合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

- ⑤ 役員の報酬等（報酬及び退職金をいう。以下同じ。）は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。また、法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。
- ⑥ 役員会については、役員多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。

(2) 監査役員

- ① 監査役員は、会計監査を含む法人の事務・事業の全般的な監査を行うものであり、適正な監査機能を発揮する上で十分な体制とするとともに、可能な限り関係府省以外の者及び外部の者を登用していること。
- ② 監査役員は理事を兼ねていないこと。
- ③ 監査役員に関し、前記(1)－②、③及び⑤を準用すること。

(3) 社団的性格の法人の総会等

- ① 組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。
- ② 社団的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること。

(4) 評議員会等

- ① 法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議員会等（評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者の性格を有する機関をいう。以下同じ。）において、法人の業務実績の評価が行われていること。
- ② 評議員会等の構成員は、公正な手続により選任されていること。
- ③ 評議員会等の構成員は、原則として役員を兼ねていないこと。やむを得ず評議員が役員を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会等を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。
- ④ 評議員会等及びその構成員に関し、前記(1)－①、③及び⑥を準用するとともに、特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。
ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、評議員会等の構成員に、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

4. 財務及び会計

法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、適切な会計処理が行われなければならない。したがって、その財務及び会計については、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な

会計処理が行われていること。

- (2) 法人の余裕金（財産）は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること。
- (3) 法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合には、確実な返済計画を策定する等法人の活動に支障をもたらすことのないよう十分留意されていること。
- (4) 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その明細及び増減状況が毎年公表されていること。
- (5) 収支決算額がおおむね50億円以上の法人については、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

5. 株式の保有等

法人の株式の保有等については、公共上の見地から特別の法律により設立されているという法人の性格にかんがみ、関連組織のいたずらな拡大を抑制するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

- (1) 法人は、法定の資金供給業務として行う場合及び財産の管理運用である場合を除き、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資を、原則として行っていないこと。
- (2) 法人が真にやむを得ず、あるいは法定の資金供給業務又は財産の管理運用として、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資（間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20パーセント以上のものに限る。）を行っている場合には、毎事業年度の事業報告書に当該公益法人、株式会社等の概要（名称、所在地、資本金、事業内容、役員の状況、従業員数、持株比率及び法人との関係）が具体的に記載されていること。
また、法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合においても、これと同様とする。

6. 情報公開

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人の公共的性格にかんがみ、その透

明性を確保するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

- (1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること。
 - ① 定款
 - ② 役員名簿（注）
 - ③ 組合員等名簿（組合等の場合）
 - ④ 事業報告書・附属説明書類
 - ⑤ 損益計算書又は収支計算書
 - ⑥ 貸借対照表
 - ⑦ 法律上作成が義務づけられている財産目録及び決算報告書
 - ⑧ 監事の意見書
 - ⑨ 事業計画書
 - ⑩ 収支予算書

（注）常勤・非常勤の別及び退職公務員については、その最終官職名（官房付等で退職した者については、その前職名を含む。）を付記すること

- (2) 所管官庁においては、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、所管官庁は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、所管法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。
 - ① 名称
 - ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
 - ③ 主たる事務所の所在地及び電話番号
 - ④ 設立年月日
 - ⑤ 代表者の職名及び氏名
 - ⑥ 主な目的及び事業
- (3) 所管官庁においては、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。
 - ① 最新の業務及び財務等に関する資料
 - ② 制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人については、当該事務・事業の内容及び根拠法令名
 - ③ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、

交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合

- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

- (1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものをとりまとめて整理すること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているものについては、本基準にかかわらず、その特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができるものとする。

- (2) 所管官庁は、その所管する法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。特に、法令の規定に基づく検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行うこと。

また、所管官庁は、社会経済情勢の変化を踏まえ、当該法人の事務・事業の必要性、補助金等の政策的必要性、当該法人の設立の根拠となる特別の法律の必要性等について、法人の特性に応じ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条に規定する政策評価の結果を活用しつつ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、当該特別の法律の改廃を含め所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表すること。

8. 経過措置

- (1) 特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）別表に掲げる特殊法人等については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づく民間法人化が行われるまでの間は、本基準は適用しない。

- (2) 所管官庁は、本基準に適合しない法人に対しては、当該法人に対する本基準の適用後原則として3年以内に本基準に適合するように指導すること。

- (3) 本基準7-(2)に定める見直しについては、いずれも初回の見直しを平成17年度末までの集中改革期間（特殊法人等改革基本法第1条に規定するものをいう。）内に実施すること。

- (4) 所管官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正について（平成18年8月15日閣議決定）による改正時において、所管する官庁の出身者が占める割合を役員現在数の3分の1以下とする基準に適合しないこととなる法人に対し、現職役員の任期等に配慮しつつ、原則2年以内のできるだけ早い時期に本基準に適合するよう強かに指導するものとする。評議員についても同様とする。

資料 2

特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準

〔平成 18 年 8 月 15 日〕
閣 議 決 定

特別の法律により設立される法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、以下の基準に沿って行うこととする。

1 本基準の対象

本基準は、商法及び民法以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別の法律により設立される民間法人を除く。）のうち、次のいずれかに該当する法人（以下単に「法人」という。）を対象とする。ただし、その上部団体等が特別の法律により設立される民間法人又は本基準の対象法人であるものを除く。

- ① 法律により国の事務を行うことが規定されているもの
- ② 法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの
- ③ 国からの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する業務を行うもの（注）
- ④ 国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもの

（注）国又はこれに準ずるものからの補助金等の2分の1以上を第三者に交付するもの、国又はこれに準ずるものからの補助金等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占めるもの及び経常的運営に要する経費に係る補助金等の交付を受けているものをいう。

2 業務の見直しに関する事項

法人の業務に関しては、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- （1）法律の規定に基づき法人が登録、認定、検査等（以下「登録等」という。）の事務・事業を行っている場合には、事務・事業の実施方法等に関する基準が当該事務・事業を所管する府省によって客観的に明確にされていること。
- （2）法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。法人においては、当該事務・

事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠が、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表されていること。

- （3）法律の規定に基づき行っている登録等の事務・事業にかかわる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することその他の当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。
- （4）法人が法律の規定に基づき行っている登録等の事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できること。
- （5）法律の規定に基づき法人が行っている事務・事業を所管する府省は、法令に定められたところにより、当該法人の指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努めていること。
- （6）補助金等を財源として行っている事務・事業について、収入に占める補助金等の割合の低減化及び補助金等の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の観点から、業務内容の見直し、業務の実施体制や内部管理体制の改善、厳格な業務監査の実施、自己収入の拡大等の取組みに努めていること。

3 法人の機関等に関する事項

法人の機関、財務及び会計、株式の保有等に関しては、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- （1）役員（監査役員を除く。以下同じ。）のうち、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。
また、所管する官庁の出身者と同一の業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。
ただし、特定の業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。
- （2）役員会については、役員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。
- （3）組合等の団体的性格の法人の総会等については、その構成員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。また、構成員が多数であったり全国に散在したりする等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること。
- （4）企業会計基準その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。また、収支決算額がおおむね10億円以上の法人について

ては、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

(5) 法人の余裕金は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること。

(6) 法人が公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資（間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20パーセント以上のものに限る。）を行っている場合には、毎事業年度の事業報告書に当該公益法人、株式会社等の概要（名称、所在地、資本金、事業内容、役員の状況、従業員数、持ち株比率及び法人との関係）が具体的に記載されていること。また、法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合においても、これと同様とする。

4 情報公開に関する事項

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれらを公表していること。

- ① 定款
- ② 役員名簿（注）
- ③ 組員等名簿（組合等の場合）
- ④ 事業報告書
- ⑤ 損益計算書又は収支計算書
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書
- ⑧ 監事の意見書
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

（注）常勤・非常勤の別及び国家公務員出身者については、その最終官職名（官房付等で退職した者については、その前職名を含む。）を付記すること。

(2) 各府省は、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、各府省は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。

- ① 名称
- ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③ 主たる事務所の所在地及び電話番号

- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者の職名及び氏名
- ⑥ 主な目的及び事業

(3) 各府省は、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。

- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
- ② 法律の規定により法人に行わせている国の事務の内容及び根拠法令名
- ③ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合

5 定期的な見直し

各府省は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の規定に基づき法人が行っている国の事務の必要性、補助金等の政策的必要性等について、法人の特性に応じ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表する。

6 実施時期

各府省は、本基準に基づく法人の初回の見直しを、平成18年度中に実施することとし、本基準に適合しない法人については、速やかに本基準に適合するよう指導すること。行政改革推進本部事務局は、本基準に従った法人の見直し状況について、当分の間必要に応じて取りまとめを行うこととする。

特別民間法人等における資産額、負債額、純資産額又は正味財産額及び年間収入額(平成23年度)

No.	区分	法人名	資産額 (百万円)	負債額 (百万円)	純資産額 (正味財産額) (百万円)	年間 収入額 (百万円)	
1	特民	検査・検定	日本消防検定協会	6,981	1,387	5,594	1,991
2	特民	検査・検定	危険物保安技術協会	3,336	337	2,999	1,021
3	特民	検査・検定	高圧ガス保安協会	8,119	4,080	4,039	4,669
4	特民	検査・検定	日本電気計器検定所	22,970	4,323	18,647	6,394
5	特民	検査・検定	軽自動車検査協会	68,057	7,613	60,443	16,516
6	特民	検査・検定	日本小型船舶検査機構	10,290	1,883	8,407	2,683
7	特民	災害防止	建設業労働災害防止協会	2,814	555	2,259	4,202
8	特民	災害防止	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	244	195	49	2,015
9	特民	災害防止	林業・木材製造業労働災害防止協会	354	136	218	1,191
10	特民	災害防止	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	663	311	352	726
11	特民	災害防止	鉱業労働災害防止協会	148	26	122	132
12	特民	災害防止	中央労働災害防止協会	6,683	5,517	1,166	7,416
13	特民	士業団体	日本公認会計士協会	14,276	2,546	11,730	6,627
14	特民	士業団体	日本行政書士会連合会	888	455	433	651
15	特民	士業団体	日本司法書士会連合会	4,572	707	3,865	2,088
16	特民	士業団体	日本土地家屋調査士会連合会	644	23	621	652
17	特民	士業団体	日本税理士会連合会	6,657	1,338	5,319	1,951
18	特民	士業団体	全国社会保険労務士会連合会	4,319	2,873	1,446	4,006
19	特民	士業団体	日本弁理士会	6,450	432	6,018	2,140
20	特民	士業団体	日本水先人会連合会	2,059	470	1,589	1,433
21	特民	年・保・共	消防団員等公務災害補償等共済基金	62,433	62,433	0	40,865
22	特民	年・保・共	企業年金連合会	9,931,828	11,160,385	△ 1,228,557	370,412
23	特民	年・保・共	石炭鉱業年金基金	15,954	10,759	5,195	242
24	特民	年・保・共	漁船保険中央会	56,246	16,836	39,410	54,945
25	特民	年・保・共	全国漁業共済組合連合会	69,591	64,074	5,518	33,197
26	特民	事業者	全国農業会議所	20,249	259	19,989	6,914
27	特民	事業者	全国農業協同組合中央会	33,229	3,594	29,635	5,438
28	特民	事業者	日本商工会議所	14,554	2,189	12,365	17,305
29	特民	事業者	全国商工会連合会	4,287	4,013	274	11,786
30	特民	事業者	全国中小企業団体中央会	6,738	631	6,107	3,758
31	特民	投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	66,271	6,102	60,169	3,431
32	特民	投資育成	名古屋中小企業投資育成株式会社	23,573	2,074	21,499	1,314
33	特民	投資育成	大阪中小企業投資育成株式会社	39,903	2,527	37,376	3,106
34	特民	その他	自動車安全運転センター	25,903	3,459	22,444	6,298
35	特民	その他	社会保険診療報酬支払基金	1,543,233	1,433,202	110,030	21,640,524
36	特民	その他	中央職業能力開発協会	200,878	199,863	1,015	26,644
37	特民	その他	農林中央金庫	71,719,196	66,898,765	4,820,430	934,933
		計	84,004,590	79,906,372	4,098,215	23,229,616	
38	特別	災害防止	船員災害防止協会	70	27	43	162
39	特別	年・保・共	生命保険契約者保護機構	56,239	56,224	15	40,015
40	特別	年・保・共	健康保険組合連合会	56,522	6,604	49,918	124,334
41	特別	年・保・共	国民年金基金連合会	2,461,583	2,462,408	△ 824	190,285
42	特別	事業者	日本証券業協会	36,665	5,239	31,426	8,668
43	特別	事業者	日本貸金業協会	4,441	776	3,665	2,108
44	特別	事業者	全国土地改良事業団体連合会	40,167	10,765	29,402	22,025
45	特別	事業者	全国食肉業務用卸協同組合連合会	319	152	166	166
46	特別	事業者	日本商品先物取引協会	683	203	481	368
47	特別	事業者	全国石油商業組合連合会	454	58	396	3,112
48	特別	その他	損害保険料率算出機構	14,806	13,499	1,308	24,158
49	特別	その他	原子力発電環境整備機構	902,814	902,814	0	59,361
		計	3,574,763	3,458,769	116,820	474,762	
		合計	87,579,353	83,365,141	4,215,035	23,704,378	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄の略語は、それぞれ次のものを指す。

① 「特民」：特別の法律により設立される民間法人(特別民間法人)、「特別」：特別の法律により設立される法人(特別法人)

② 「検査・検定」：検査・検定関係法人、「災害防止」：災害防止関係団体、「年・保・共」：年金・保険・共済関係法人、「事業者」：事業者団体、「投資育成」：投資育成株式会社

3 「資産額」欄には、原則として貸借対照表の資産の部における合計額(流動資産と固定資産の合計額)を記載した。

4 「負債額」欄には、原則として貸借対照表の負債の部における流動負債と固定負債の合計額を記載した。

5 「純資産額(正味財産額)」欄には、資産から負債を引いた額を記載した。なお、百万円未満を四捨五入しているため、資産から負債を引いた額と「純資産額」が一致しない場合がある。

6 「年間収入額」欄には、損益計算書若しくは正味財産計算書の収益又は収入支出計算書の収入から前年度からの繰越金や繰入金、戻入のほか、基金、引当金・積立金等からの取崩し収入を除いた額を記載した。

特別民間法人等における役員の状況

No.	区分	法人名	監査役員を除く役員				監査役員						国家公務員出身者			
			常勤		非常勤		常勤		非常勤		外部の者		所管府省出身者			
			人数 (人)	任期 (年)	人数 (人)	任期 (年)	人数 (人)	任期 (年)	人数 (人)	任期 (年)	制度有無	人数 (人)				
1	特民	検査・検定	日本消防検定協会	9	2	3	2	1	2	1	2	×	0	2	2	
2	特民	検査・検定	危険物保安技術協会	8	2	2	2	1	2	1	2	×	0	4	3	
3	特民	検査・検定	高圧ガス保安協会	11	2	5	2	1	2	0	—	×	1	2	2	
4	特民	検査・検定	日本電気計器検定所	6	2	4	2	1	2	0	—	×	1	1	1	
5	特民	検査・検定	軽自動車検査協会	9	2	5	2	2	2	2	×	×	1	1	1	
6	特民	検査・検定	日本小型船舶検査機構	6	2	3	2	1	2	1	2	×	1	1	1	
7	特民	災害防止	建設業労働災害防止協会	70	2	0	—	3	2	0	—	×	3	3	0	
8	特民	災害防止	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	89	2	0	—	2	2	0	—	×	2	0	0	
9	特民	災害防止	林業・木材製造業労働災害防止協会	55	2	0	—	2	2	0	—	×	2	0	0	
10	特民	災害防止	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	63	2	0	—	3	2	0	—	×	1	0	0	
11	特民	災害防止	鉱業労働災害防止協会	25	2	0	—	2	2	0	—	×	2	6	5	
12	特民	災害防止	中央労働災害防止協会	107	2	3	2	2	2	0	—	×	1	22	4	
13	特民	士業団体	日本公認会計士協会	85	3	1	3	4	3	0	—	○	1	1	0	
14	特民	士業団体	日本行政書士会連合会	56	2	0	—	3	2	0	—	○	2	2	0	
15	特民	士業団体	日本司法書士会連合会	27	2	4	2	3	2	0	—	×	0	0	0	
16	特民	士業団体	日本土地家屋調査士会連合会	29	2	1	2	3	2	0	—	×	0	1	1	
17	特民	士業団体	日本税理士会連合会	117	2	0	—	16	2	0	—	○	1	9	9	
18	特民	士業団体	全国社会保険労務士会連合会	81	2	2	2	6	2	0	—	○	1	1	1	
19	特民	士業団体	日本弁理士会	74	※1	0	—	12	2	0	—	○	2	5	5	
20	特民	士業団体	日本水先人会連合会	25	2	3	2	3	2	1	2	○	2	1	1	
21	特民	年・保・共	消防団員等公務災害補償等共済基金	7	2	1	2	1	2	1	2	×	1	1	1	
22	特民	年・保・共	企業年金連合会	14	2	3	2	2	2	0	—	×	0	1	0	
23	特民	年・保・共	石炭鉱業年金基金	2	2	1	2	1	2	0	—	×	0	0	0	
24	特民	年・保・共	漁船保険中央会	17	3	3	3	3	3	0	—	×	1	1	1	
25	特民	年・保・共	全国漁業共済組合連合会	13	3	3	3	3	3	0	—	×	1	1	1	
26	特民	事業者	全国農業会議所	14	3	1	3	2	3	0	—	×	0	3	0	
27	特民	事業者	全国農業協同組合中央会	26	3	7	3	3	3	0	—	×	1	0	0	
28	特民	事業者	日本商工会議所	62	3	5	3	3	3	0	—	×	0	2	2	
29	特民	事業者	全国商工会連合会	22	3	2	3	3	3	0	—	×	0	1	1	
30	特民	事業者	全国中小企業団体中央会	57	2	2	2	3	2	0	—	×	0	1	1	
31	特民	投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	6	1	5	1	3	4	1	4	×	2	2	1	
32	特民	投資育成	名古屋中小企業投資育成株式会社	10	2	7	2	3	4	1	4	×	3	1	1	
33	特民	投資育成	大阪中小企業投資育成株式会社	6	1	4	1	4	4	1	4	×	3	2	1	
34	特民	その他	自動車安全運転センター	10	2	5	2	1	2	1	2	×	0	5	1	
35	特民	その他	社会保険診療報酬支払基金	16	2	4	2	4	2	1	2	○	3	4	3	
36	特民	その他	中央職業能力開発協会	138	2	2	2	1	2	0	—	×	1	9	4	
37	特民	その他	農林中央金庫	31	3	14	3	4	3	2	3	○	3	0	0	
計				1,403		105		115		14		8		43	96	54
38	特別	災害防止	船員災害防止協会	51	2	2	2	2	2	0	—	×	2	1	1	
39	特別	年・保・共	生命保険契約者保護機構	5	2	0	—	1	2	0	—	×	1	1	0	
40	特別	年・保・共	健康保険組合連合会	74	2	5	2	4	2	1	2	○	1	3	3	
41	特別	年・保・共	国民年金基金連合会	9	2	2	2	2	2	0	0	○	1	1	0	
42	特別	事業者	日本証券業協会	11	※2	3	1	3	1	1	1	○	2	3	2	
43	特別	事業者	日本貸金業協会	13	2	2	2	3	2	1	2	○	1	0	0	
44	特別	事業者	全国土地改良事業団体連合会	19	4	2	4	3	4	0	—	×	0	2	2	
45	特別	事業者	全国食肉業務用卸協同組合連合会	16	2	0	—	2	2	0	—	×	0	0	0	
46	特別	事業者	日本商品先物取引協会	14	2	1	2	3	2	0	—	○	3	3	3	
47	特別	事業者	全国石油商業組合連合会	30	2	3	2	3	2	0	—	○	1	2	1	
48	特別	その他	損害保険料率算出機構	24	※3	8	2	3	※4	1	2	○	2	2	0	
49	特別	その他	原子力発電環境整備機構	8	※5	5	※5	2	2	1	2	×	0	0	0	
計				274		33		31		5		7		14	18	12
合計				1,677		138		146		19		15		57	114	66

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄の略語は、それぞれ以下のものを指す。

① 「特民」：特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）、「特別」：特別の法律により設立される法人（特別法人）

② 「検査・検定」：検査・検定関係法人、「災害防止」：災害防止関係団体、「年・保・共」：年金・保険・共済関係法人、「事業者」：事業者団体、「投資育成」：投資育成株式会社

3 原則として平成24年12月1日時点の人数を記載した。

4 「人数」欄には、常勤だけでなく、非常勤も含む総数を記載した。また、「任期」欄には、定められた任期（年数）を記載した。

5 「常勤」欄の「人数」欄には、上記のうち常勤役員の総数を記載した。また、「任期」欄には、常勤役員について定められた任期（年数）を記載した。

6 「外部の者」欄の「制度有無」欄には、法令や定款（会則）に監査役員に外部の者を登用する定めがある場合には「○」を、ない場合には「×」を記載し、「人数」欄には、監査役員に登用されている外部の者の人数を記載した。

7 表中の※1～5は、次のとおり。

※1 会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から2年。副会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から1年。常議員及び監事の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から2年。執行理事の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとする。

※2 1年。公益理事は2年。

※3 2年。非常勤理事の一部は1年。

※4 2年。非常勤監事の一部は1年。

※5 理事長、副理事長は4年。理事は2年。

8 「国家公務員出身者」欄には、役員全体の人数のうち、国家公務員出身者の人数を記載した。

9 「所管府省出身者」欄には、上記7. の公務員出身者数のうち、所管府省出身者の人数を記載した。

特別民間法人等における職員数

No.	区分	法人名	職員数			
			(人)	(人)	(人)	(%)
1	特民 検査・検定	日本消防検定協会	102	102	—	—
2	特民 検査・検定	危険物保安技術協会	40	39	1	2.50%
3	特民 検査・検定	高圧ガス保安協会	223	165	58	26.01%
4	特民 検査・検定	日本電気計器検定所	510	510	—	—
5	特民 検査・検定	軽自動車検査協会	1,317	637	680	51.63%
6	特民 検査・検定	日本小型船舶検査機構	284	186	98	34.51%
7	特民 災害防止	建設業労働災害防止協会	266	265	1	0.38%
8	特民 災害防止	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	12	11	1	8.33%
9	特民 災害防止	林業・木材製造業労働災害防止協会	16	15	1	6.25%
10	特民 災害防止	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	21	20	1	4.76%
11	特民 災害防止	鉱業労働災害防止協会	10	8	2	20.00%
12	特民 災害防止	中央労働災害防止協会	382	354	28	7.33%
13	特民 士業団体	日本公認会計士協会	236	216	20	8.47%
14	特民 士業団体	日本行政書士会連合会	26	26	—	—
15	特民 士業団体	日本司法書士会連合会	33	33	—	—
16	特民 士業団体	日本土地家屋調査士会連合会	19	19	—	—
17	特民 士業団体	日本税理士会連合会	42	42	—	—
18	特民 士業団体	全国社会保険労務士会連合会	41	41	—	—
19	特民 士業団体	日本弁理士会	64	62	2	3.13%
20	特民 士業団体	日本水先人会連合会	8	8	0	0.00%
21	特民 年・保・共	消防団員等公務災害補償等共済基金	18	18	—	—
22	特民 年・保・共	企業年金連合会	184	179	5	2.72%
23	特民 年・保・共	石炭鉱業年金基金	4	4	—	—
24	特民 年・保・共	漁船保険中央会	47	47	—	—
25	特民 年・保・共	全国漁業共済組合連合会	34	34	—	—
26	特民 事業者	全国農業会議所	66	62	4	6.06%
27	特民 事業者	全国農業協同組合中央会	198	198	0	0.00%
28	特民 事業者	日本商工会議所	107	105	2	1.87%
29	特民 事業者	全国商工会連合会	43	43	—	—
30	特民 事業者	全国中小企業団体中央会	59	58	1	1.69%
31	特民 投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	69	69	—	—
32	特民 投資育成	名古屋中小企業投資育成株式会社	27	27	—	—
33	特民 投資育成	大阪中小企業投資育成株式会社	55	55	—	—
34	特民 その他	自動車安全運転センター	445	445	—	—
35	特民 その他	社会保険診療報酬支払基金	4,838	4,838	0	0.00%
36	特民 その他	中央職業能力開発協会	121	120	1	0.83%
37	特民 その他	農林中央金庫	3,289	3,289	—	—
計			13,256	12,350	906	6.83%
38	特別 災害防止	船員災害防止協会	20	14	6	30.00%
39	特別 年・保・共	生命保険契約者保護機構	3	3	—	—
40	特別 年・保・共	健康保険組合連合会	111	110	1	0.90%
41	特別 年・保・共	国民年金基金連合会	25	25	0	0.00%
42	特別 事業者	日本証券業協会	347	343	4	1.15%
43	特別 事業者	日本貸金業協会	166	166	0	0.00%
44	特別 事業者	全国土地改良事業団体連合会	24	24	—	—
45	特別 事業者	全国食肉業務用卸協同組合連合会	3	3	—	—
46	特別 事業者	日本商品先物取引協会	18	18	0	0.00%
47	特別 事業者	全国石油商業組合連合会	40	40	—	—
48	特別 その他	損害保険料率算出機構	2,203	2,203	0	0.00%
49	特別 その他	原子力発電環境整備機構	80	80	0	0.00%
計			3,040	3,029	11	0.36%
合 計			16,296	15,379	917	5.63%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄の略語は、それぞれ以下のものを指す。

① 「特民」：特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）、「特別」：特別の法律により設立される法人（特別法人）

② 「検査・検定」：検査・検定関係法人、「災害防止」：災害防止関係団体、「年・保・共」：年金・保険・共済関係法人、「事業者」：事業者団体、「投資育成」：投資育成株式会社

3 原則として平成24年12月1日時点の人数を記載した。

4 「職員数」欄には、常勤・非常勤を合わせた全職員数（役員は除く。）を記載し、「常勤」欄、「非常勤」欄には、それぞれ常勤職員、非常勤職員の人数を記載した。